

(参考資料 1) 第 3 回協議会報告内容

国立療養所菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会【作業部会検討結果】

作業部会	項目番号	項目	関係する機関					現状	問題点(何が課題なのか)	解決に向けた具体策(案)
			国	園	県	市	自治会			
土地利用検討部会	1	園と関係が深い園外の医療刑務所跡地を人権学習の拠点施設としての整備を検討する。	健康局 ①		⑤	⑥	⑥	(国)九州財務局が管理している。 (県)建物管理を国(九州財務局)行っているのみで、具体的な保存、活用策が示されていない。 (市)今後の保存、活用の方向性が定まっていない。	(国)人権啓発の担当省庁であり、旧医療刑務所を所管していた法務省が、当該施設の保存・活用に前向きな姿勢を示していない。 (県)建物管理が、医療刑務支所の設置、運営に関与している法務省、厚生労働省から離れ、九州財務局となっており、保存、活用策を検討する関係機関が不明である。 (市)市が具体的な利活用の提案を行えば、それが実現するかどうか不明である。	(国)人権啓発の担当省庁であり、旧医療刑務所を所管していた法務省に対し、引き続き要望を行っていく。 (県)設置、運営に関与した国(法務省、厚生労働省)が責任をもって保存、活用すべきである。 (市)国が責任をもって保存、活用すべきであるが、市の提案も検討していただきたい。
	作業部会意見等(意見・提案順)									
	自治会	1-①(市1-①について)学校建設は良いことだと思う。歴史的モニュメント設置の検討を要望する。厚労省訪問時、学校建設に向けて協力・推進するように要望した。厚労省と法務省からは市計画に協力し、建物(旧刑務所等)の管理についても関わっていくと返答(口頭)があった。 1-②(市1-④について)現時点では具体的な利用方法などの案はない。様々な利用の仕方が想定できるので不安は無いが、拠点整備後の維持管理を危惧している。 2-①獄舎の管理と運営が課題となる。築30年で老朽化も懸念する。管理については、法務省と厚労省で協議中と聞いている。具体的な利用方法について、考える会等で検討する。(市2-①について)間取りなどは公表されていない。 3-①市の小中学校新設を前提として考えると、医療刑務所施設をそのまま残すのは教育上問題もあるかもしれないので、活用方法を含め慎重に検討していきたい。								
	恵楓園									
	熊本県	2-①社会交流会館の建替え要望に併せて、国の責任として旧刑務所をセットで啓発拠点として整備するよう要望していくべきではないか。それぞれ別個に検討・整備していくのは、なかなか難しいのではないかと考える。								
合志市	1-①医療刑務所跡地に小学校及び中学校の新設を進める。 1-②医療刑務所建物施設そのものについての利活用方法(教育施設など)は国・県で検討すべきであるが、学校のすぐ横に刑務所の建物があるのはどうかと思う。 1-③課題として、人口動態や各種インフラ整備も含めた将来予測が必要なこと。校区再編に市民の理解と調整にかなりの時間を要すること。用地にかかる財務局協議も十分に行う必要があること。合併特例債期限(平成32年度)までに事業決定と着手を目標とすること。 1-④旧刑務所等の旧施設を人権啓発(学習)拠点とする上での自治会としての具体的な提案や要望はあるか。 2-①(自治会2-①について)具体的な利用方法などについて、考える会等の意見をまとめてほしい。									
第3回協議会(平成27年11月19日)への報告事項								第3回協議会の決定事項		
医療刑務所跡地については、市の学校建設計画を優先する。医療刑務所跡地の施設については、法務省及び厚生労働省で協議中であり、現時点での国及び恵楓園自治会としての具体的な利活用方法の提案はない。								協議継続		

作業 部会	項目 番号	項目	関係する機関					現状	問題点(何が課題なのか)	解決に向けた具体策(案)
			国	園	県	市	自治 会			
土地 利用 検討 部会	15	電鉄御代志駅周辺整備 や農業公園との一体化し た社会化を検討する。	○	○	○	⑤	○	(市)御代志駅の周辺整備が進んで いない。	(市)市の発展につながる潜在力が 生かされていない。	(市)県による規制の見直しや、国 (恵楓園)や自治会の理解を得て、 市の顔としての一帯整備に取り組む。
	作業部会意見等(意見・提案順)									
	自治 会	1-①(市1-①について)援護会所有地(約3ha)については、現在と同様に入所者の療養地区としての機能を維持したい。入所者が生活している間は、鉄道用地などの利用に賛同できない。国道側の拡幅整備が肝要ではないか。								
	恵 楓 園									
	熊 本 県									
	合 志 市	1-①御代志駅周辺(約20ha)を、市中心市街地形成を図る地域として、区画整理事業で整備したい。対象地域内の援護会所有地(約3ha)もご協力をいただき、有益な土地利用により地域活性化にご理解・ご協力いただきたい。 2-①過日の市長と自治会中央委員会との意見交換において、御代志地区周辺整備(区画整理含む)計画について再考となったので、市で再検討中である。								
	第3回協議会(平成27年11月19日)への報告事項								第3回協議会の決定事項	
御代志駅周辺の整備については、市区画整理事業の再考により、自治会及び園からは計画区域の了解を得た。								協議終了(但し、市は協議会へ進捗を報告する。)		

作業 部会	項目 番号	項目	関係する機関					現状	問題点(何が課題なのか)	解決に向けた具体策(案)
			国	園	県	市	自治 会			
	35	「かえでの森子ども園」の 今後の存続	○	○	①	①	①	(県)現在は、認可外保育施設であり、現行の補助制度が平成26年度限りで終了する。	(県)・認可保育施設に向けた課題整理が必要。 ・平成27年度以降、新たな支援策(補助制度)が必要である。 ・土地、建物が国との賃貸借契約である。	(県)継続的な補助の実施。土地、建物の賃料の免除もしくは減免。
								(市)無認可の状況で経営が続いている。	(市)国・県の補助が難しい場合には、経営が困難になる。	(市)認可を目指していく。
作業部会意見等(意見・提案順)										
土地 利用 検討 部会	自治 会	1-①社会福祉法人の認可について、厚労省からは園内であればどの位置でも道路隣接と捉える、熊本県からは認可できないとは言っていないと伺っている。 1-②(市1-①について)現在地にこだわらない。								
	恵 楓 園									
	熊 本 県	保育所の意向も聞き、市と自治会とで認可に向けて協議を進めてもらいたい。								
	合 志 市	1-①(自治会1-①について)都市計画法による公道に接するべきとの見解と認識していた。建築許可、開発許可は県にある。認可・無認可については市の権限、法人格は県の権限となる。既存のままで認可することはできるが、恵楓園の将来構想を含めて移設の検討と認可を検討すべきでは。現在地での認可にこだわりはない。 2-①過日の市長と自治会中央委員会との意見交換において、認可する方向で調整することとなった。(当初10年(4年経過)の現況借地のところを、30年契約の検討をしてもらっている。10年契約の場合は、自治会所有地を含めた移設先の検討を園で行うとのこと。)								
	第3回協議会(平成27年11月19日)への報告事項								第3回協議会の決定事項	
認可について、条件整備について関係機関との調整を踏まえて、県市で対応することとなった。 ただし、かえでの森子ども園と土地所有者との契約がなされた場合。(土地の売買または、長期の賃貸借契約が可能な場合)								協議終了		

作業 部会	項目 番号	項目	関係する機関					現状	問題点(何が課題なのか)	解決に向けた具体策(案)
			国	園	県	市	自治 会			
施設 検討 部会	16	保育サービスなどの児童福祉施設や、介護サービスなどの高齢者・障害者(児)福祉施設など、地域福祉の向上に貢献する施設の誘致を検討する。	医政局 ①	②	⑧	○	○	(国) 菊池恵楓園の将来構想の計画に入っており、自治会の意向もあるが、その取組が進んでいない。	(国) どのような施設誘致ができるか。	
								(園) 平成24年2月に園内に保育所が開園したが、入所者との交流が盛んに行われており、果たしている役割は大きい。		
								(県) 保育所「かえでの森こども園」の開設。	(県) 保育所に続く施設の誘致が可能か。 恵楓園が考える将来構想(施設活用策)の提示	(県) 国や入所者の意向を受け、施設の誘致を進める。
	作業部会意見等(意見・提案順)									
	自治会	1-①新たな施設誘致については、構想や計画はない。他の療養所では特別養護老人ホームの誘致などがあるが、東地区(46名)の居住があるので、誘致検討が想定できない。 2-①10年後は状況が一変しているかも。(市2-②について)施設誘致に関しては、各療養所によって意向が違う。誘致済みの療養所を参考にしようか。 3-①小中学校建設などを考えると、環境の変化を見据えた施設誘致計画を検討すべきであり、現時点では施設誘致の時期ではないと考える。								
	恵楓園	1-①老健施設については、市の補助金の予算化も必要となる。今すぐどうこうという話にはならないだろうが、そういうことが動き出せば長いスパンでの計画・手続きが必要である。								
	熊本県	1-①将来的な施設利用の構想でよいのでは。								
	合志市	1-①現状では喫緊の計画ではないと認識している。将来的な活用方針として関係機関で確認しておくことはできるのでは。 2-①地域福祉に貢献する施設誘致を提案していくべき。 2-②(自治会2-①について)10年後は予想できないので、現状で判断して提案していきたい。施設誘致をするという方向性だけでも出していけないか。例えば老健施設の誘致について、国の方向性は? 県には、老健・特老の施設設置条件を調べてほしい。								
	第3回協議会(平成27年11月19日)への報告事項								第3回協議会の決定事項	
	構想・指針を含めて具体的な事業提案はない。								協議継続	

作業 部会	項目 番号	項目	関係する機関					現状	問題点(何が課題なのか)	解決に向けた具体策(案)
			国	園	県	市	自治 会			
施設 検討 部会	20	歴史的施設の保全のあり 方や方向性について検 討する	健康局 ⑦	③	○	③	③	(国)歴史的建造物の保存等検討会を設置し、歴史的建造物の保存に関して検討を行っている。	(国)歴史的建造物の保存対象となり得る建造物で傷みが激しく、数年のうちに歴史的価値を損なう可能性が高いものがある。	(国)歴史的建造物の保存に関する当面の取組として、保存対象候補となりうるものうち、早急に補修を行わないと、数年のうちに歴史的価値を損なう可能性が高いものについて、優先順位をつけて現状維持のための補修を行う。
								(園)園内には、ハンセン病問題を後世に伝え得る建造物等が多く残されており、将来的に保存を確固たるものとする必要がある。	(園)旧納骨塔、コンクリート壁、旧監禁室等は老朽化が進んでおり、測量、図面化などの記録の作成と共に保存のための早急な取り組みが必要である。	(園)県・市レベルでの文化財指定及びこれに伴う役割分担や調査・保存等の諸費用負担に関し検討する。
	作業部会意見等(意見・提案順)									
	自治会	1-①(市1-①について)保存対象物は以前からお願いしているが、保存は認められていない。補修は行うとのこと。全国予算による配分となる。 2-①監禁室は補修が決定した。歴史的施設保全の上では、現在地保全が重要とされている。国予算の補修と管理3ヶ年計画によるもの。 2-②(市2-①について)恵楓会館より東側は、恵楓の森にしていきたい。								
	恵楓園									
熊本県										
合志市	1-①国の歴史的建造物の保存等検討会とは？ 2-①保全施設の集約について、新社会交流会館の位置を含めて、青写真を提案していくべきでは。保存対象の把握をしたい。									
第3回協議会(平成27年11月19日)への報告事項								第3回協議会の決定事項		
対象施設の集約を含めて、具体的な事業提案はない。								協議継続		

作業 部会	項目 番号	項目	関係する機関					現状	問題点(何が課題なのか)	解決に向けた具体策(案)
			国	園	県	市	自治 会			
施設 検討 部会	22	納骨堂の問題は重要である。最後の一人が亡くなった後も続く問題である	健康局 ⑧	○	○	②	④	(国)ハンセン病問題対策協議会の確認事項において、全国全てのハンセン病療養所にある納骨堂については、国が永久に責任を持って管理することとなっている。	(国)入所者がいなくなった後の納骨堂の維持管理の方策について	(国)歴史的建造物の保存・管理とあわせて、今後検討する。
								(市)現在は適正に管理されている。	(市)入所者がおられなくなってからも国が責任を持って管理できるのか。	(市)祭祀、管理責任を誰が担うのか協議して、明らかにする必要がある。
	作業部会意見等(意見・提案順)									
	自治会	1-①今後の課題となる。自治会として、要望や考えを整理していく。 2-①※項目番号20と同じ								
	恵楓園									
	熊本県	項目番号20と合わせて検討が必要である。								
	合志市	1-①保全の方法などは？ 2-①※項目番号20と同じ								
第3回協議会(平成27年11月19日)への報告事項								第3回協議会の決定事項		
具体的な事業提案はない。								協議継続		

作業 部会	項目 番号	項目	関係する機関					現状	問題点(何が課題なのか)	解決に向けた具体策(案)
			国	園	県	市	自治 会			
啓 発 推 進 部 会	17	地域住民との交流促進、 施設の一般市民への開 放など、社会化に向けて 取り組む	健康局 ⑥	○	⑥	④	○	(国)・子どもたちの施設見学の積極 的受入 ・花見、盆踊り、ゲートボール等、地 域住民も含めた相互交流活動 等	(国)	(国)
								(県)盆踊り大会(夏祭り)の開催。 野球場の開放。	(県)既存施設、休眠施設の活用	(県)入所者に対する意向調査が必 要。 恵楓園、自治会、県、合志市との合 同企画の実現
								(市)各種のイベントでは交流が盛ん になっている。	(市)医療・介護施設は一般の利活 用が今後可能になるのか不明であ る。	(市)園の土地、施設等の利活用に ついての利用指針を見直す必要が ある。
	作業部会意見等(意見・提案順)									
	自 治 会	1-①社会交流会館は築後65年を経過しており、歴史資料館として再建築を希望している。 1-②必要に応じて国県道に面した植栽の伐採を行ない、景観を良くしたい。特に電鉄線路沿いなど。 2-①社会交流会館の利用推進について、広報・PR活動に協力をお願いしたい。 2-②まだ予定であるが、社会交流会館を新築する。その際の建設検討委員会(仮称)において、地元自治体として市からの参画をお願いしたい。								
	恵 楓 園	1-①交流促進に関しては、例年夏祭りを開催している。来園者も多いが、さらに来園者を増やすための広報活動を推進してはどうか。その上では、関係機関の広報媒体をより 多く活用し、協力をお願いしたい。 1-②昨年度作製の啓発DVDに関しては、配布先やその後の意見・効果などの状況を知りたい。 1-③資料としてのアーカイブス(記録管理や将来への歴史の残し方)も検討する必要がある。 1-④(県1-②について)その中では、社会交流会館など啓発拠点や施設を通るようなコース設定があればよいのでは。 1-⑤(市1-②について)施設利用に関する啓発パンフ等は作成していない。								
	熊 本 県	1-①将来的にはDVDの更新も想定しておくべきでは。 1-②一般開放が啓発推進につながるような取り組みとしてはどうか。例として、園内の散歩コース(1km・3kmモデルコース等)を紹介するような事業など。								
	合 志 市	1-①(恵楓園1-②について)DVD配布に際して、県教育委員会が統一指導書を作成し、配布することとなっている。その上で、教育教材としての活用状況と効果を把握してい きたい。また、本年度(6/20)開催のハンセン病問題啓発事業講演会において、アンケート調査も実施するようにしたい。 1-②菊池恵楓園の施設利用に関して、一般者利用の啓発パンフや利用ガイドなどのこれまでの取り組みはあるか。どのように一般利用できるか、可能な範囲をあらためて整理 して、利用推進を行なう取り組みを検討してはどうか。利用ガイドブックや施設利用マップの作成など。 2-①(自治会2-①について)市広報紙8月号において菊池恵楓園の特集を掲載し、その中でもご紹介する。本日社会交流会館のパンフレット(200部)を追加でいただいたの で、配備を充実する。7/23～24には人権啓発推進協議会学校教育部会の交流会館研修(講演含む)を開催することとしており、社会交流会館(原田学芸員)と調整中である。								
	第3回協議会(平成27年11月19日)への報告事項								第3回協議会の決定事項	
	既実施事業(DVD作成)の有効活用や継続を踏まえつつ、地域協力のボランティア清掃活動等を実施・推 進していく。								協議継続	

作業 部会	項目 番号	項目	関係する機関					現状	問題点(何が課題なのか)	解決に向けた具体策(案)
			国	園	県	市	自治 会			
啓 発 推 進 部 会	19	ボランティアガイドのよ うなボランティア活動を進 める。(ガイド、清掃など、 医療労働以外の分野で)			④	○	⑤	(県)研修を受けたボランティアガイド が現地研修に対応している。	(県)対応できるボランティアガイド数 が限られている。	
	作業部会意見等(意見・提案順)									
	自治 会									
	恵 楓 園									
	熊 本 県	ボランティアガイドの団体があるので、その団体を含めて今後、協議していくことが必要である。								
	合 志 市									
	第3回協議会(平成27年11月19日)への報告事項								第3回協議会の決定事項	
	地域交流としてのボランティア清掃活動等を実施・推進する。								協議継続	

作業 部会	項目 番号	項目	関係する機関					現状	問題点(何が課題なのか)	解決に向けた具体策(案)
			国	園	県	市	自治 会			
啓 発 推 進 部 会	13	恵楓園全体を使った啓 発活動に取組む(恵楓の 森公園等)		○	③	○	○	(県) 例年、県では菊池恵楓園訪問 事業「恵楓園で学ぶ旅」を実施して いる。	(県)	(県) 入所者に対する意向調査が必要。 恵楓園、自治会、県、合志市との合 同企画の実現
								(市) 市民全体の憩いの場にはなっ ていない。	(市) 今後敷地内に増えてくる空き地 の利活用について方向性が定まっ ていない。	(市) 今後広く一般市・県民に親しま れ、憩いの場として利用していただ くための検討が必要である。
	作業部会意見等(意見・提案順)									
	自治 会	2-①(市2-①について)入所者の利益(不利益)としては、利用の内容によるが疑問がある。 2-②(市2-②について)国指定の動きもある。本作業部会としても市文化財登録の提案できればよいが、課題としては、対象となる文化財の管理責任について。								
	恵 楓 園	1-①(市1-①について)施設の管理・運営に関しては、厚労省で決定していくので、ここでの要望や計画の提案は実現性として簡単に行くものではない。医療・介護施設の一般利用は検討不可の領域である。厚労省の答えも簡単には出ないと認識している。 2-①一般的にフリマは(利益を伴わないフリーマーケットも含む)売上を行うためにするものと理解しており、一般のフリマは利用料の徴収が伴うため園としてこれは取る、取らないと分けることは難しい。社会福祉施設のバザーなら園の利用において問題はないと思う。 2-②(市2-③について)交流会館は一般利用可能。恵楓会館も、予約で目的によっては利用可能。最大400名収容できる。								
	熊 本 県	1-①社会交流会館や納骨堂等、啓発の拠点となる場所を通る園内散歩コース等を紹介することを検討してはどうか。 1-②また、項目番号20と関連して、啓発に利用可能な施設等の移設等を含めて園全体をつなげる啓発のあり方を検討してはどうか。								
合 志 市	1-①園内の既存運用施設と廃止施設の把握状況と、これからの施設管理の方針はどのようになっているか？施設管理計画などで、廃屋の解体やその後の利用計画などが示されているか？また、医療・介護施設の一般利用の方向性は？ 2-①現況での施設利用に関して、市民交流(利用)が可能と考えられる公園などを利用した催し(朝市やフリーマーケット)に対して、協力は可能か。 2-②人権啓発の取り組みにおいて、啓発に利用可能な施設や利用方法、あるいは保存指定の建造物が把握できたほうが進めやすい。 2-③一般利用が可能な施設は？									
第3回協議会(平成27年11月19日)への報告事項								第3回協議会の決定事項		
状況を把握しつつも、具体的な事業提案はない。								協議継続		